

## 競技者規定細則

社団法人日本ボート協会（以下日本協会という）の競漕規則第 21 条により定められた競技者規定第 5 条に基づき競技者規定細則（以下本細則という）を定める。

本細則は理事会承認事項とする。

### 第 1 条 総則

日本協会又は加盟協会の主催する公式大会において、競技者が使用する用艇、用具、ユニフォームなどに表示する文字、マーク、ロゴは、本細則に定める規則に従わなければならない。

### 第 2 条 製造者の表示

ボート、オール、ユニフォームなどの製造者は、その品物が自己による製造品であることを、本細則に定める範囲内で表示することができる。

製造者はスポンサーになることも可能であり、その場合はスポンサー用の表示面積も使用できるが、両方の面積を合わせた単一の大きな表示面積とすることはできない。

### 第 3 条 表示の統一

ボート、オール、ユニフォームなどにつける表示は、一つのクルーにおいてその各々の表示は統一されなければならないが、一つの登録団体（以下団体という）内では必ずしも同一にする必要はない。

### 第 4 条 スポンサーの制限

スポンサーの表示する広告のうち、タバコとアルコール含有度 15%以上の強い酒類の広告は禁止する。又、ジュニア種目のみの大会においては、アルコールに関する広告は全面的に禁止する。

### 第 5 条 ボートに対する表示の具体的規制

ボートに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。(例図 1)

#### 1. 製造者

ボートの内部のいずれかの場所に 50 平方cm以上のブレードを一カ所つけ、そのブレードに製造者の名前、住所、マーク又はロゴ、製造年月日、使用に適するクルーの平均体重、製造あるいは出荷時のボートの重量を記入しなければならない。ボートの両サイドのコクピット（漕手・舵手の場所）の外側（ガンネル）には、それぞれ一カ所 50 平方cm以内の表示ができる。

## 2. 艇名とスポンサー

ボートの名前（艇名）、加盟協会あるいは団体の名前又はロゴ、加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴをボートの両サイドに、ウォッシュボード（水の浸入を防ぐ漕手を囲むトップの波よけ板）から船尾方向の 100 cm（シングルは 80 cm）を除いて、一つの面積が 800 平方cm以内でいくつかの表示ができる。

その数は次の通りとする。

◇片側 1 ヶ所のみ：1×、2×、2－、2＋（計 2 ヶ所）

◇片側 2 ヶ所：4－、4＋、4×、4×＋、8＋（計 4 ヶ所）

◇片側 4 ヶ所：8＋（計 8 ヶ所）

なお、4－、4＋、4×、4×＋、8＋については、片側に二つの異なるスポンサーの表示が可能である。

又、いずれのボートも定められた数のうち 1 ヶ所については、同じ面積で前方あるいは後方いずれかのキャンバス上に表示することもできる。

## 3. 加盟協会あるいは団体

加盟協会あるいは団体の紋章を、上記の他に両サイドのコクピットの外側に、それぞれ 1 ヶ所 60 平方cm以内の表示ができる。

## 4. 主催者の大会スポンサー

ボートの両サイドのウォッシュボードから船尾方向へ 100 cm（シングルは 80 cm）にその大会スポンサーの名前又はロゴを 800 平方cm以内で表示できる。

## 第 6 条 オールに対する表示の具体的規制（例図 2）

オールに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。

1. ブレードカラー及びマークは、加盟協会あるいは団体が日本協会に登録したものを、ブレードの裏面に表示するのみで他の表示はできない。（登録済であれば団体のコーポレートマークを付けることは認められる）
2. アウトボード部には何らの表示もできない。
3. インボード部には次の範囲で表示ができる。
  - (1) スカルオールはハンドルの外 0～47 cmに加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴを 72 平方cm（4 cm×18 cm）以内で、47 cmからは製造者の名前又はロゴを 72 平方cm以内で表示できる。
  - (2) スイープオールはハンドルの外 0～50 cmに同じくスポンサーの名前、ロゴを 100 平方cm（5 cm×20 cm）以内で、50 cmからは製造者の名前又はロゴを 100 平方cm以内で表示できる。

## 第 7 条 レーンナンバープレートに対する表示の具体規制

主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを、レーンナンバープレート上部又は下部のい

ずれかに、5 cmの高さで表示することができる。

第8条 ユニフォームなどに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。(例図3)

1. クルー全体のユニフォームは統一したものでなければならない。すなわち、すべての表示が同一の場所にされねばならない。
2. シャツ(ユニフォームのウエストから上)
  - (1) 加盟協会あるいは団体の名前又はロゴは、100平方cm以内で胸又は背中の中のいずれか一カ所に限る。
  - (2) 加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、84平方cm以内で一カ所に限る。
  - (3) 製造者の名前又はロゴは、16平方cm以内で一カ所に限る。
  - (4) 主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを、両袖にそれぞれ84平方cm以内で広告表示したTシャツを、競技者に支給し着用させることができる。この場合、競技者はその上にベストスタイルの袖無しユニフォームを着用することになる。
3. 帽子又はヘアバンド  
加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、5 cm×10 cm以内とし一カ所に限る。
4. ショーツ(半ズボン、パンツなどでユニフォームのウエストから下)  
加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、両足側のそれぞれに25平方cm以内、あるいは片足側に50平方cm以内のいずれかの表示ができる。
5. 靴下(ショートソックス)  
スポンサー表示のないものを着用すること。
6. ゼッケンその他  
主催者は、舵手あるいはバウ漕手に大会スポンサーの名前又はロゴの広告表示があるゼッケン又は衣類を支給し、着用させることができる。

第9条 表示面積の計算方法

第5条から第8条に定める表示面積の計算方法は、その表示が占有する縦と横の最長部分の線が直角で交わる長方形の面積とする。

第10条 表示面積内の表示規制

一つの表示面積内に表示されるスポンサーあるいは製造者の名前又はロゴは、その表示が名前とロゴなどいくつかに組み合わせられていても、同一のスポンサーあるいは製造者のものでなければならない。すなわち、一つの表示面積内に複数のスポンサー等の表示をすることはできない。

#### 第11条 大会スポンサーのその他表示

日本協会あるいは加盟協会の主催する公式大会において、大会スポンサーの広告表示を使用する場合は、競技者の用艇、用具、ユニフォームなどに加えて、大会役員や審判の用艇・用具・衣服においても、次の通り表示することができる。

1. 主催者は大会役員及び審判に対して、大会スポンサーと製造者の表示をそれぞれ一カ所ずつ 50 平方cm以内で、役割に応じた位置に取り付けた衣服を支給し（帽子、セーター、ジャケット、シャツ、ズボン、雨合羽など）着用させることができる。
2. 主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを広告表示した主審艇、発艇台、発艇装置、公式記録掲示装置などの使用ができる。

#### 第12条 番組・コマーシャル等の出演など

競技者はテレビ、ラジオ、刊行物の番組・コマーシャル等に出演する場合には、事前にその内容と出演の対価などを加盟協会を経由して日本協会に報告し、承認を得るものとする。

#### 第13条 マスメディアの取材

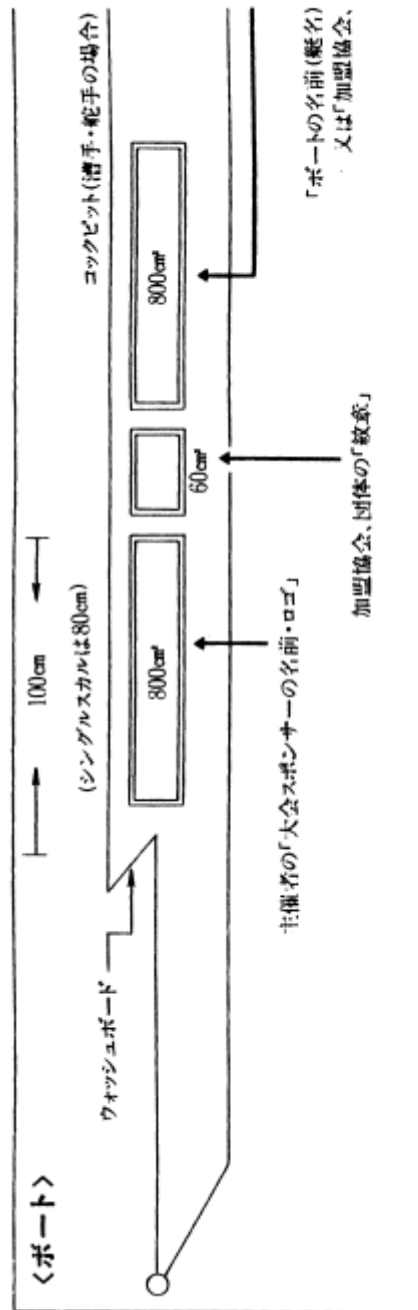
競技者はマスメディアから事前に取材の申し込みを受けた場合は、可能な限り加盟協会を経由して日本協会に報告するものとする。なお、その内容の重要度によって取材後の報告を行わねばならない。

#### 第14条 解釈と罰則

本細則の解釈あるいは罰則については、競技者規定第 6 条並びに第 7 条の定めによる。

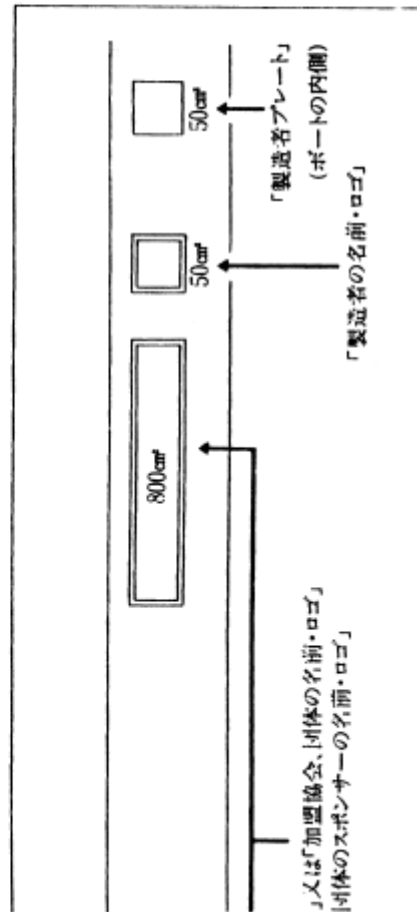
付則 本細則は平成 10 年 4 月 22 日から施行する。

表示方法について (例図1)

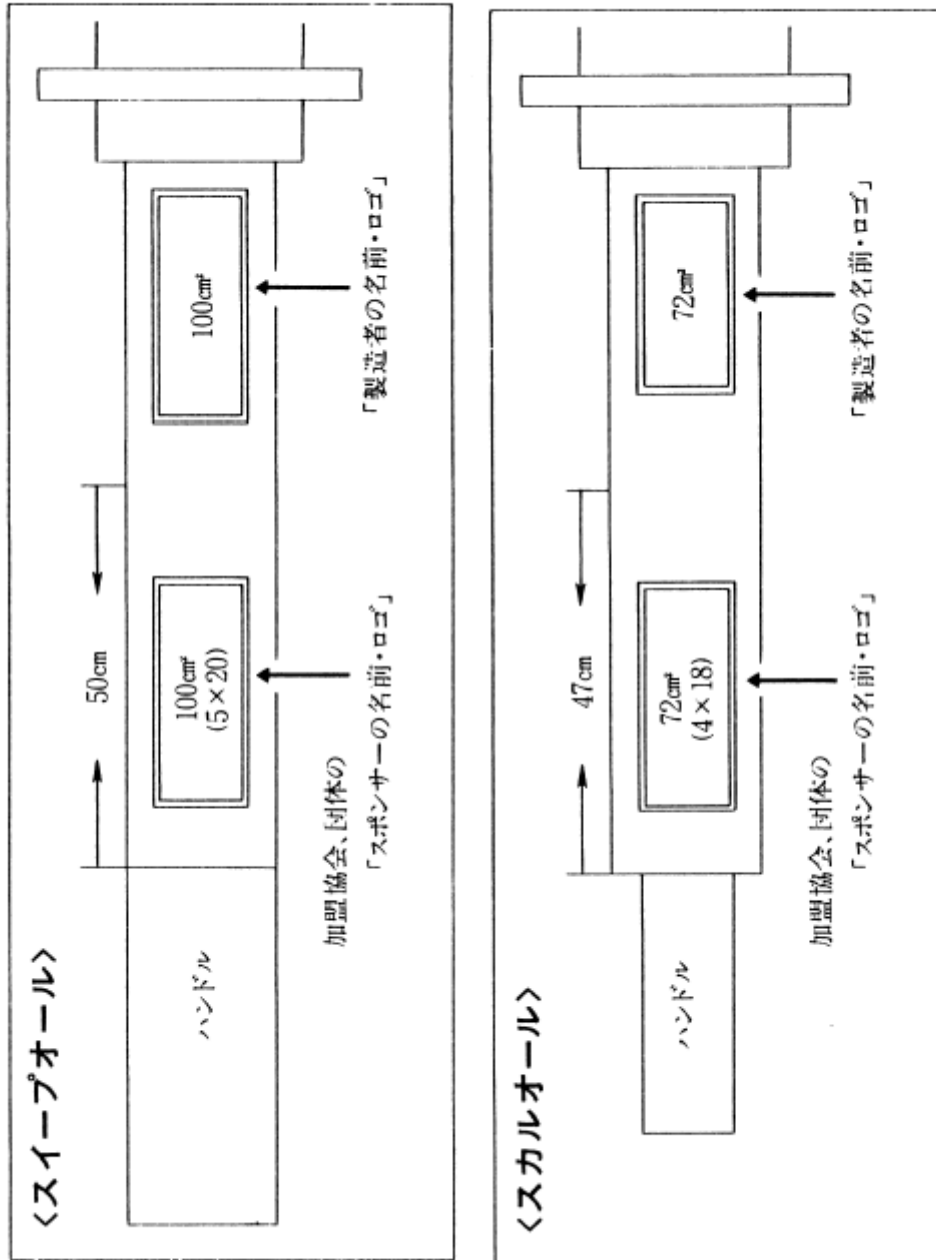


図

例



(例図 2)



(例図 3)

